

# 緑川水系河川整備計画策定（変更）に係る手続き

---

令和5年8月

国土交通省 九州地方整備局  
熊本河川国道事務所



# 緑川水系河川整備計画策定（変更）に係る手続き

## 第16回 白川・緑川学識者懇談会の開催（今回）

河川整備計画【変更原案】に対する  
学識経験者の意見聴取  
（白川・緑川学識者懇談会の開催）

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない

## 緑川水系河川整備計画【変更原案】公表

河川整備計画【変更原案】に対する  
住民の意見聴取

河川法第16条の2第4項

河川管理者は、前項に規定する場合※において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない

※河川整備計画の案を作成しようとする場合

河川整備計画【変更案】に対する  
学識経験者の意見聴取  
（白川・緑川学識者懇談会の開催）

## 緑川水系河川整備計画【変更案】公表

関係機関への照会

（農林水産省、環境省など）

関係地方公共団体の長の意見

河川法第16条の2第5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない

## 緑川水系河川整備計画 策定・公表

河川法第16条の2第6項

河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

河川法に基づく法定手続き

河川法第16条の2第7項

第3項から前項※までの規定は、河川整備計画の変更について準用する ※第6項

# 緑川水系河川整備計画策定（変更）に係るスケジュール（案）

